



川崎市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。

川崎市大気・水環境計画

(案)



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

令和3年11月

目次

| | |
|--|----|
| 第1章 策定の趣旨 | 1 |
| 1 策定の背景及び目的 | 1 |
| 2 基本的事項 | 3 |
| (1) 計画の位置づけ及び対象 | 3 |
| (2) 計画期間 | 4 |
| 第2章 大気や水などの環境保全分野におけるこれまでの取組 | 5 |
| 1 地域環境を守るための取組 | 5 |
| (1) 大気環境の取組（騒音、振動、悪臭含む） | 7 |
| (2) 水環境の取組（土壌、地盤含む） | 15 |
| (3) 化学物質対策の取組..... | 28 |
| 2 大気や水などの環境に関する市民実感..... | 32 |
| (1) 環境改善の状況と市民の満足度 | 32 |
| (2) 地域別、年代別の満足度の傾向 | 35 |
| (3) 大気・水環境に対する関心及び配慮行動 | 36 |
| (4) 効果的な情報発信手法 | 38 |
| 3 今後の課題概要 | 39 |
| (1) 大気や水などの環境に係る課題 | 39 |
| (2) 大気や水などの環境に関する市民実感の向上をめざした取組の課題 | 42 |
| (3) これまでの成果を踏まえた主な課題のまとめ | 43 |

| | |
|----------------------------------|----|
| 第3章 基本的な考え方 | 44 |
| 1 本計画がめざすもの | 44 |
| 2 目標 | 45 |
| 3 方向性及び視点 | 47 |
| | |
| 第4章 基本施策の推進に向けて | 49 |
| 1 基本施策の方向性 | 49 |
| 2 基本施策 | 50 |
| (1) 基本施策の構成 | 50 |
| (2) 施策体系 | 51 |
| (3) 施策 | 53 |
| (4) 本計画による取組推進イメージ | 55 |
| (5) 基本施策と目標・指標の関係 | 56 |
| (6) 基本施策とリーディングプロジェクト | 57 |
| (7) 複合的な環境施策の展開 | 58 |
| (8) 地域の特性を踏まえた取組 | 60 |
| | |
| 第5章 推進体制及び進行管理 | 63 |
| | |
| 第6章 具体的取組について | 64 |
| 1 リーディングプロジェクト | 64 |
| (1) 基本施策Ⅱ - 1のリーディングプロジェクト | 64 |
| (2) 基本施策Ⅱ - 2のリーディングプロジェクト | 68 |
| (3) 基本施策Ⅱ - 3のリーディングプロジェクト | 72 |
| (4) 基本施策Ⅱ - 4のリーディングプロジェクト | 76 |

| | |
|-------------------------|----|
| 2 具体的取組 | 80 |
| I 安全で良好な環境を保全する | 81 |
| II 安心して快適な環境を共に創る | 85 |

付属資料

| | |
|---|------|
| 資料1 環境基準等一覧 | 付-2 |
| 資料2 水環境保全計画の総括について | 付-8 |
| 資料3 「光化学オキシダント環境改善評価指標値」の算出方法について | 付-15 |
| 資料4 取組一覧 | 付-16 |
| 資料5 市民・事業者からの意見聴取 | 付-29 |
| 資料6 用語集 | 付-32 |

第1章 策定の趣旨

1 策定の背景及び目的

環境行政を総合的かつ計画的に推進するために策定している川崎市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）では、めざすべき環境像を設定し、環境基本計画の環境要素の一つとして、「大気や水などの環境保全」を位置づけ、その目標を「大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす」としています。

川崎市大気・水環境計画（以下「本計画」という。）は、上位計画である環境基本計画が取組を推進する分野のうち、大気や水などの環境保全分野の取組の推進を担うため、この分野における考え方や目標、具体的な施策を体系的に取りまとめたものです。

本市の大気や水などの環境は、市独自の取組を中心とした施策と合わせて、法規制に基づく取組を進めてきた結果、多くの項目で環境基準を達成するなど、大幅な改善が図られました。公害の歴史を繰り返さないためにも、改善した良好な環境を保全していくことが大切です。

一方で、市民意識調査等の結果からは、依然として市民の意識に公害のイメージが残っており、環境改善が図られたことが浸透しているとはいえない状況がうかがわれます。より良い大気や水などの環境を次の世代に引き継ぐためにも、更なる環境負荷の低減を図るとともに、環境が良好であることについて実感してもらうための取組が大切になります。

こうした背景を踏まえ、令和元（2019）年5月に川崎市環境審議会（以下「審議会」という。）に、「大気や水などの環境保全の推進に向けた考え方」について諮問を行いました。審議会では、「大気や水などの環境保全」を総合的に進めるための方向性や視点の考え方も含めて審議が行われ、令和2（2020）年11月に答申をいただきました。

審議会からの意見を踏まえ（P. 2 意見概要を参照）、大気や水などの環境を良好に保全し、更なる環境負荷の低減を図るとともに、市民実感の向上をめざしていくためには、法律や条例に基づくこれまでの取組に加え、効果的な情報発信や環境教育を推進することで環境配慮意識の向上を図り、市民や事業者の連携・協力・参加の促進を図るといった視点も踏まえて総合的に取り組んでいく必要があります。こうした取組を効果的かつ計画的に推進するために本計画を策定します。策定に当たっては、パブリックコメント以外にも、市民を対象とした大気や水などの環境に係る Web アンケートや素案の段階で市民や事業者の意見聴取を行いました。（詳細は巻末付属資料の付-29 参照）

● 審議会からの意見概要

- ・これまでの規制を中心とした取組により、ほぼ環境基準を達成しているので、こうした取組を継続することで現状の良好な環境を維持していくことが重要
- ・今後は、環境に関する市民の実感という観点を持つことが重要であり、環境配慮意識や市民実感の向上について計画に位置づけることが必要
- ・市民意識を見ると、環境を良くするために今取り組んでいる内容が伝わっていないように思われるので、現在実施している取組を市民に伝えることが重要
- ・環境と経済を総合的に捉えた取組のひとつとして、事業者の自主的な取組の促進を図ることが効果的
- ・更なる環境負荷の低減を図るためには、事業者の協力、市民や市民団体との協働、他分野との連携、広域的課題の解決に向けた連携を推進することが必要
- ・地域ごとに異なる特性を考慮することが川崎らしさにもつながるので、地域の特性を踏まえた取組を進める視点が重要

● 本市における公害の歴史と取組について

古くから産業都市として発展してきた本市は、第二次世界大戦後も京浜工業地帯の中核として我が国の工業発展を牽引してきましたが、工場から排出されるばい煙や汚水による公害被害など、環境面で大きな課題を抱えることとなりました。

そのような中で、市民の間にも公害防止対策を求める声が高まり、昭和 35（1960）年には臨海部近隣に居住する住民が中心となって公害防止条例の制定を求める運動が展開され、このことを契機に、同年に公害防止を目的とした条例を制定し、その後も市独自に諸規制を体系化するなど、本市は国に先駆けて公害防止対策を講じてきました。

以降も、市民・事業者・行政それぞれが取組を推進した結果、現在では大気や水質などの環境は以前に比べて大きく改善し、晴れた日には臨海部からも富士山が望め、多摩川にはアユが遡上するまでになりました。

本市が経験した公害の歴史や記憶を風化させることのないよう後世に引き継ぐため、公害問題に取り組んできた歴史や優れた環境に関する取組などの環境技術情報を国内外に発信することを目的に、環境総合研究所にアーカイブスペースを設置しています。アーカイブスペースでは、映像やタペストリー、タブレット端末等を活用し、環境面における川崎の強みや魅力を、市民の方々はじめ、国内外に広く発信しています。今後も、より効果的な情報発信を進めていきます。



1960年代の臨海部の空



現在の臨海部の空（2020年）

2 基本的事項

(1) 計画の位置づけ及び対象

ア 位置づけ

川崎市総合計画で定めるめざす都市像「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」を環境面から実現していく役割を担い、環境行政を総合的かつ計画的に推進するための基本指針である環境基本計画が掲げる環境要素のうち、本計画では大気や水などの環境保全分野の考え方や目標、施策体系、具体的な取組を示し、施策の推進を図ります。また、環境基本計画が取組を推進する分野のうち、大気や水などの環境保全分野を担う「個別計画」として位置づけます。

なお、これまで水環境に係る施策を推進してきた川崎市水環境保全計画（P. 4 参照）に位置づけられている各種取組については、本計画の考え方や目標、施策体系に合わせる形で、本計画へ統合・整理します。

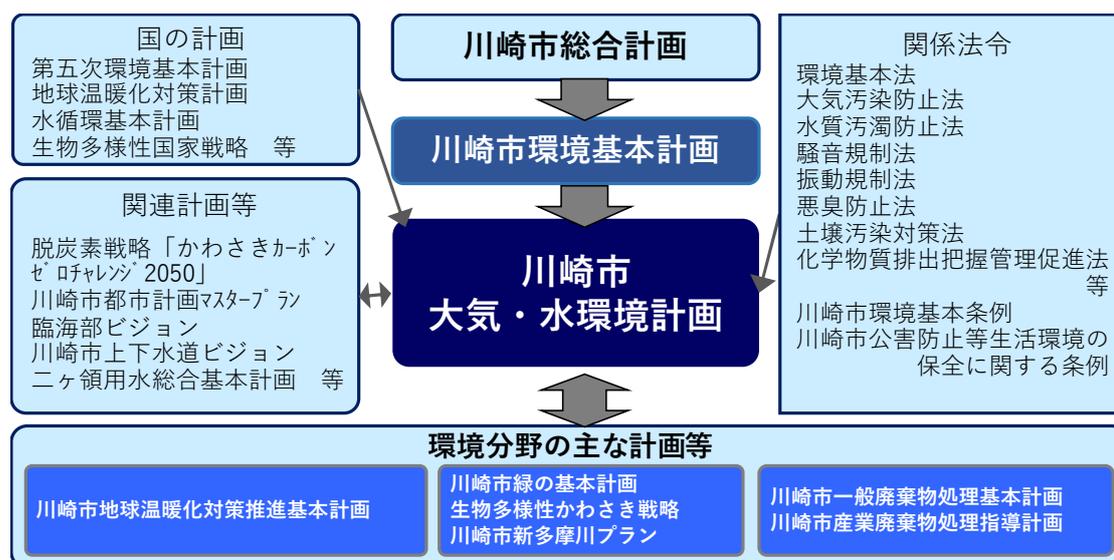


図 1-1 位置づけ

イ 対象

本計画では、環境基本計画における環境要素「大気や水などの環境保全」を形成する大気環境（大気、騒音、振動、悪臭）、水環境（水、土壌、地盤）、化学物質（大気や水などの環境中に含まれるもの）を対象とします。また、大気や水などの環境に関する市民の実感の向上をめざす取組も進めていきます。

(2) 計画期間

本計画は、上位計画である環境基本計画の期間との整合を図り、令和4（2022）年度から令和12（2030）年度までを計画期間として設定し、進行管理を行います。

大気や水などの環境は、取組の成果が短期間で現れにくい一方で、気候変動の影響や未規制の物質への対応などの様々な状況の変化にも早めに対応し、環境への好ましくない影響を未然に防いでいくことが求められることから、継続的かつ長期的に環境の状況を把握しながら、環境の変化を踏まえ必要に応じて、新たな取組の構築、取組の見直しを行います。

● 川崎市水環境保全計画について

○水環境保全計画とは

平成24（2012）年に策定した川崎市水環境保全計画は、良好な水環境像の実現に向けて、水環境を構成する「水量」「水質」「水生生物」「水辺地」の4つの構成要素ごとに目標を設定するとともに、庁内関連部局と連携して施策を推進してきました。

水環境保全計画における施策体系

| 良好な水環境像 | 構成要素 | 目標 | 施策の方向 |
|---------------------------------|------|---|--|
| 人と水とのつながりが回復され、市民がやすらぎ、安心できる水環境 | 水量 | 水質浄化、豊かな水辺地及び水生生物の生態生育環境の保全等のための水量を確保し、健全な水循環が回復されること | I-1 現状の平常時河川流量を維持する I-2 適切な地下水量を確保する I-3 かん養機能を保全・回復する |
| | 水質 | 公共用水域や地下水への汚染物質の流出を抑制し、人と水生生物にとって望ましい水質が確保されること | II-1 汚濁負荷量の削減目標量の達成をめざす II-2 化学物質の環境リスクを低減する II-3 水質保全・監視を充実する |
| | 水生生物 | 水生生物の生態生育環境が保全され、多様な水生生物との共生がなされること | III-1 水生生物の生態生育環境を保全する III-2 多様な水生生物との共生がなされる |
| | 水辺地 | 人と水とのふれあいの場となり、身近な水生生物の生態生育環境となる水辺地が保全されること | IV-1 良好な水辺環境を保全する IV-2 人と水のふれあいを育む |

本計画では、水環境保全計画を統合し、4つの構成要素に関する取組は、施策体系において改めて整理し、より良い水環境の実現をめざした取組を推進します。

○良好な水環境とは

水環境を構成する「水量」「水質」「水生生物」「水辺地」の4つの構成要素が適正なバランスで構成されている状態のことをいいます。



* 水環境保全計画の総括は付属資料2参照